

	現記載	要望	理由
5.3.4.3 表現の種類	同じバリエーションで、線で表現された図形と、写真やレンダリングで表現された図形を使用することはできません (P35)	レンダリングを用いた部分意匠にてディスクレーム部分を破線で記載する際にも本規定が適用されるのか明確化を求める。仮にレンダリングを用いた部分意匠にも本規定が適用されるなら、レンダリングを用いた部分意匠の場合、本規定の適用外となるよう修正を要望する。	部分意匠の際に線図とCG図の合成図が使用したい。本規定をそのまま読むと当該合成図は認められないと解釈されるものと考えているが、p.44の破線には当該合成図が認められる旨、図案とともに提示されており、矛盾が生じている。
	写真やレンダリングによる表現ではカラー化が認められていますが、線画による表現では認められていません。(P44)	線図であっても彩色にてディスクレーム部分指定ができるよう修正を要望する。	部分意匠の指定範囲が複雑である場合や、ステッチ等の権利を求める要素として破線を含む意匠である場合、線図であっても破線でのディスクレーム部分指定が困難となるケースがある。そのようなケースの部分意匠出願におけるディスクレーム部分明確化できるよう修正が必要。
	記載なし	パーツライン以外での部分意匠指定ができるよう、一点鎖線を用いることができるよう修正を要望する。	デザインの特徴は必ずしもパーツラインにて区切られる範囲単位で存在するものでなく、複数のパーツを含む一定の領域に存在することもある。現在の内容だとそのような一定の領域に対する部分意匠を用いた権利保護が困難となる。
2.3 物品と製品の定義	意匠は、以下の定義に従って、物品（立体の場合）または製品（二次元の場合）を指すものとします	物品（立体の場合）を三次元物品、製品（二次元の場合）を二次元物品と、双方を物品に統一することを要望する。	二次元か三次元かによって用語に差異が生じており理解しづらい。
2.4 部分、部品、要素	意匠は、物品や製品の組立てや構成に必要な部分、部品、要素を指すことがあります。	部分意匠と明確に表示することを要望する。	部分意匠という名称ではなく、他国で部分意匠として出願したままでも出願可能(破線を含めた全体意匠としての解釈)としたものなのか、部分意匠を認めたものなのかがわからない。法律上部分意匠がカバーされるのか明確化を求める。
4.1. 方式審査とは	方式審査で登録出願書の内容に不備がある場合、方式的要求がなされ、それはRPIに掲載され、産業財産権法第103条に基づき、5日以内に手続きしなければなりません。従わない場合には、登録出願が存在しないとみなされます。	登録出願書の内容に不備がある場合の手続き可能期間の長期化を求める。	登録出願書の内容に不備があるRPI掲載から5日以内というのは、特に外国の出願人にとって厳しい条件であると考えている。出願人の利便性を鑑み、手続き可能期間の長期化を求める。
4.2.4 出願の秘匿	記載なし	公開繰り延べ期間を30~36か月にしてほしい。	現状の繰り延べ可能期間180日間は他国と比較し大幅に短い（日本：3年／韓国：3年／EU：30か月）。国際ハーモナイズの観点から長期化を求める。